

平成28年4月1日より

初診時特定療養費を改定致します。



初診時特定療養費

- 初診時に紹介状を持たずに受診した場合。
- 当院での診療が終了、また、他院への紹介状を発行した場合で、紹介先病院の紹介状を持参せず、診療を受診した場合。
- 次回予約のない受診の場合。
- 前回外来受診後 1 ヶ月以上外来受診ない場合。

通常との診療とは別に **5,000円(税別)**
お支払い頂きます。(現行料金 3,000円(税別))